Quixel®

クイクセルバッジ等 ご利用の手引き

長瀬ランダウア株式会社

【この手引書について】

この手引書はパソコン上でパラパラとページをめくるようにBook形式でご覧いただけるように作成されております。
尚、Book形式でご利用いただく場合は事前に下記の動作条件を必要といたしますので、予めご了承ください。
下記の条件を満たさない場合でも、PDFとして閲覧ができるよう配慮させていただいておりますが、PDFで閲覧する際も、Adobe Readerをプラグインしておく必要がありますので、ご注意ください。

■動作環境

OS　　:Windows® 8 ※1
　　:Windows® 7
　　:Windows Vista®　　Windows® XP
ブラウザ　　:Internet Explorer® 7 以上 ※1
　　:Firefox® 3 以上
　　:Google Chrome
プラグイン　　:FlashPlayer® 9.0.115.0 以上

※1）Internet Explorer 10はデスクトップ版のみ動作します。メトロ版のInternet Explorerでは動作しません。

CDドライブが利用可能であること。

また、当社のホームページ上でも手引書の閲覧とＰＤＦをダウンロードすることができます。

http://www.nagase-landauer.co.jp

■お問合せ・ご相談は

長瀬ランダウア株式会社
　お客様サポートセンター　TEL：029-839-3322

はじめに

平素は当社のクイクセルバッジサービスをご利用いただきまことにありがとうございます。

また、ご担当のみなさまには、ひとかたならぬご協力・ご支援を賜り重ねまして御礼申しあげます。

さて、ご存じの通り、クイクセルバッジ等による個人線量測定の実施および測定結果の保管・管理等は、法令により定められております。

また、被ばく線量の測定については、人体に対する影響のおそれのある放射線を取り扱う方々の安全を守る上で重要な業務であるという性格上、慎重におこなう必要があります。

そのためには、お客様に正しくバッジ等をご使用いただくだけでなく、お客様と当社の間での円滑なコミュニケーションが必要になります。

そこで、当社のサービス内容をより深くご理解いただき、また当社へのご指示を確実に実施していただくために、この「クイクセルバッジ等ご利用の手引き」がきっとお役に立つものと思います。

是非お手元に置いていただき必要の都度ご利用いただければ幸いです。

なお、本冊子に記載されていない事項や疑問点につきましては、当社までお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

CONTENTS

第1章 クイクセルバッジ等モニタの種類
- ●クイクセルバッジ(S/L/K/F/N/Tタイプ) ---- 1
- ●リングバッジ(Rタイプ) ---- 1

第2章 クイクセルバッジ等モニタの特長
- ●クイクセルバッジ ---- 2
- ●リングバッジ ---- 2

第3章 クイクセルバッジ等モニタのしくみ
- ●クイクセルバッジ(OSL線量計)の構造 ---- 3
- ●中性子クイクセルバッジ ---- 3
- ●イメージ素子 ---- 4
- ●リングバッジ ---- 4

第4章 装着部位、着用方法について
- ●装着部位 ---- 5
- ●着用方法 1.体幹部均等被ばく ---- 5
  2.体幹部不均等被ばく ---- 6
  3.末端部被ばく ---- 7

第5章 測定サービス業務の流れ
- ●測定サービス業務の流れ ---- 8

第6章 クイクセルバッジが届いたら
- ●封筒に入っている物 ---- 10
- ●クイクセルバッジラベルデザイン ---- 11
- ●クリップ着脱方法 ---- 12

第7章 クイクセルバッジ等モニタの取り扱い上の注意
- ●コントロールバッジについて ---- 13
- ●バッジの保管方法について ---- 13
- ●RIの汚染について ---- 13

第8章 着用済バッジのご返送について
- ●バッジ返送に関する注意事項 ---- 14

第9章 登録変更依頼について

●登録変更依頼書の記入の仕方 16
着用者の追加の場合 17
着用者の復活の場合 17
着用者の取消の場合 18
着用者の変更の場合 18
着用者の名義変更の場合 19
担当者・送付先の変更の場合 19

第10章 報告書について

●報告書について 20
●報告書の見方 21
●「M」について 23
●報告書の保管について 23
●法令で定められた線量限度 23

第11章 契約期間、測定料金お支払い方法

●契約期間 24
●お支払い 24
●ご契約期間中に件数の増減が生じた場合 24
●精算方法 24
●精算が生じた場合の請求書上での表記方法 24
●ご契約・お支払いに関してのお願い 24

第12章 「個人線量測定サービス規約」および「個人情報の取扱に関する同意書」

●個人線量測定サービス規約 25
●個人情報の取扱に関する同意書 27

第13章 クイクセルバッジ関連商品

●個人別年間被ばく線量明細レポート 28
●外部被ばく線量算定記録 28
●外部被ばく線量測定記録 29
●外部被ばく線量測定報告書ファイル 30
●クイクセルバッジ整理棚 30

CONTENTS

第14章　Q&A

Q1　なぜ、クイクセルバッジを着用しなければならないのですか? -- 31

Q2　コントロールバッジについて詳しく教えてください。---------- 31

Q3　至急、バッジを送ってほしいのですが、
今日お願いして何日くらいで届きますか?---------- 32

Q4　着用者の追加申込をしたところ、クイクセルバッジ本体だけが届き、
装着用クリップが入っていないのですが…。---------- 32

Q5　来月分のバッジが届かないのですが…。---------- 32

Q6　新しく登録をお願いした人の分のバッジだけ届いていません。
また、取消の連絡をしたはずの人のバッジが届いたのは
なぜですか? ---------- 33

Q7　クイクセルバッジを洗濯してしまいましたが測定できますか? -- 33

Q8　年度末など至急処理をしてほしい場合、どのように対応すれば
良いのでしょうか? ---------- 33

Q9　バッジを今日送りました。報告書はいつ届きますか? ---------- 34

Q10 報告書の積算線量の見方を教えてください。---------- 34

Q11 以前、他の事業所に勤務していましたが、
そこで使用したバッジの分も積算されているかどうか、
報告書のどこを見ればよいですか?---------- 35

Q12 バッジを継続して使う場合、
毎年全員の分を再申込しなければなりませんか?---------- 35

Q13 着用者が替わり名義変更をしましたが、
また前の人の名前でバッジが送られて来たのですが…。---------- 36

Q14 契約期間中、着用者の追加・取消があった場合、
支払はどうなりますか?---------- 36

Q15 バッジと一緒に「未返却バッジ一覧リスト」が同封されてきました。
このリストについて教えてください。---------- 36

クイクセルバッジ等
ご利用の手引き

第1章 クイクセルバッジ等モニタの種類

当社がご提供しておりますモニタリングサービスには次の種類があります。

	バッジタイプ	装着部位	測定線種	イメージ素子の有無	用　途
クイクセルバッジ	S	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線	—	広く一般に利用されているタイプで、X線装置、γ線源、β線源を使用する事業所向け。
	L			○	
	K	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線 高速中性子線	—	X・γ線、中性子線源、加速器等を使用している事業所向け。 ＊ 高速中性子線の測定エネルギーは100keV～10MeV、測定線量範囲は0.2mSv～50mSv
	F			○	
	N	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線 高速中性子線	—	X・γ線、中性子線源、加速器等を使用している事業所向け。 ＊ 高速中性子線の測定エネルギーは100keV～10MeV、測定線量範囲は0.1mSv～50mSv
	T			○	
リングバッジ	R	手指用	X・γ線、 またはβ線	—	X線透視や、RIを使用される方等、手指の被ばくが特に高いと思われる方向け。 ＊ ご利用に際し、X・γ線またはβ線のいずれかをあらかじめご指定ください。（ご指定のない場合は、X・γ線としてのご報告になります。）

第2章 クイクセルバッジ等モニタの特長

クイクセルバッジ

1. クイクセルバッジは酸化アルミニウム（Al_2O_3:C）を放射線検出素子に用いたOSL（Optically Stimulated Luminescence）法による実績ある個人線量計です。
2. 高感度で0.01mSv（X・γ線について）から検出できます。
   通常は、測定値、算定値とも0.1mSv単位での報告になります。ご希望によりX・γ線の測定値に限り0.01mSv単位での報告が可能です。
3. 広範なエネルギー範囲、線量範囲の測定ができます。
4. 繰り返し読み取りができますので、測定後3ヶ月間再評価が可能です。
5. 室温においては、フェーディング（退行現象）がほとんどありません。
6. 格子フィルタで被ばく画像情報を得ることができます。オプション（別料金）

＊クイクセルバッジのラベルは、カラー印刷やアイコンを取り入れた斬新なデザインになっています。着用期間、所属、装着部位の区別等の確認が一目でできます。

リングバッジ

1. リング本体に名前等をレーザー印字しているため、消毒液に浸したり、あるいは手洗いしても印字が消えず、測定にも何ら影響を与えません。
2. 消毒が簡単になったため、心臓カテーテル検査など手術室等への持ち込みも可能です。
3. リングの上からでも、簡単に手袋等をご使用いただくことができます。
4. リングは再利用せず、毎回新しいものをお送りしますので、非常に衛生的です。
5. 着用期間ごとにリングの色（3色使用）を変えてお送りしますので、着用済みのものと混同することがありません。
6. TLDには生体等価のLiF（フッ化リチウム）を使用しています。

第3章 クイクセルバッジ等モニタのしくみ

クイクセルバッジは、透明なホルダの中に線量計等を封入したものです。バッジタイプにより、OSL線量計、中性子線量計、イメージ素子が組み込まれます。

クイクセルバッジ本体にクリップを取り付けてご着用ください。

クイクセルバッジ（OSL線量計）の構造

クイクセルバッジ本体に組み込まれたOSL線量計は、4種類のフィルタが組み込まれたケースとOSL素子が組み込まれたスライドから構成されます。

ケースにはX・γ線、β線を分離測定したり、エネルギーを判定したりするためにオープンウインドウ、プラスチック、銅、アルミニウムの4種類が組み込まれています。

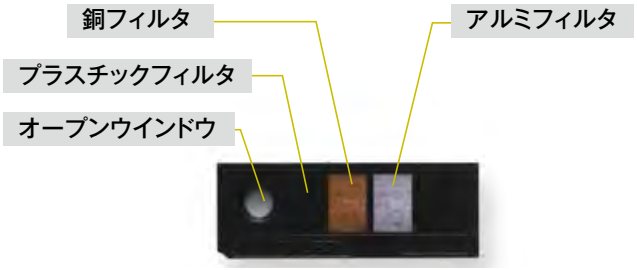

OSL線量計フィルタ図

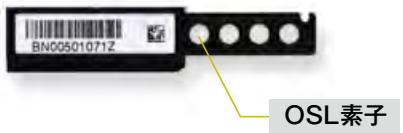

ケース ＋ スライド図

中性子クイクセルバッジ

中性子クイクセルバッジ本体にはOSL線量計の他に中性子線を測定するための線量計が組み込まれています。CR39素子板を使用し、高速中性子線は、ポリエチレン製の陽子ラジエータからの反跳陽子によるエッチピットを計測します。熱中性子線は窒化ホウ素混入特殊プラスチック製のαコンバータからのα粒子によるエッチピットを計測します。

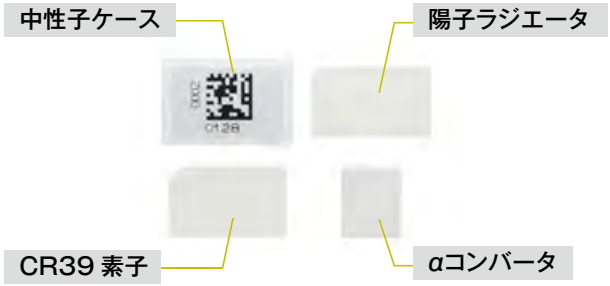

中性子線量計分解図

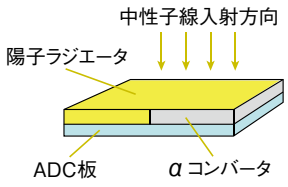

中性子線量計（模擬図）

イメージ素子

X線の被ばくにおいて、エネルギー150keV以下、1mSv以上の条件で被ばく状況をイメージ化することができます。被ばく管理上、被ばく線源を特定する時などに活用することができます。オプション（別料金）

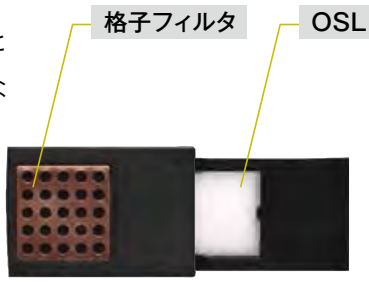

イメージ素子図

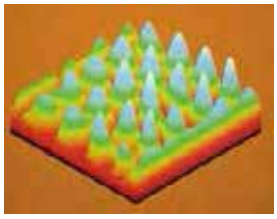

イメージ素子から得られる被ばく画像例

リングバッジ

リングバッジは被ばくの最も多いと思われる指に装着し、かつ放射線をより多く受けると思われる方向に白いプラスチックラベルが向くようにして使用します。リングに封入されているTLD素子は、加熱すると被ばくした放射線量に比例した量の光を放出します。この原理を利用して、被ばく線量を測定します。

リングバッジの構造

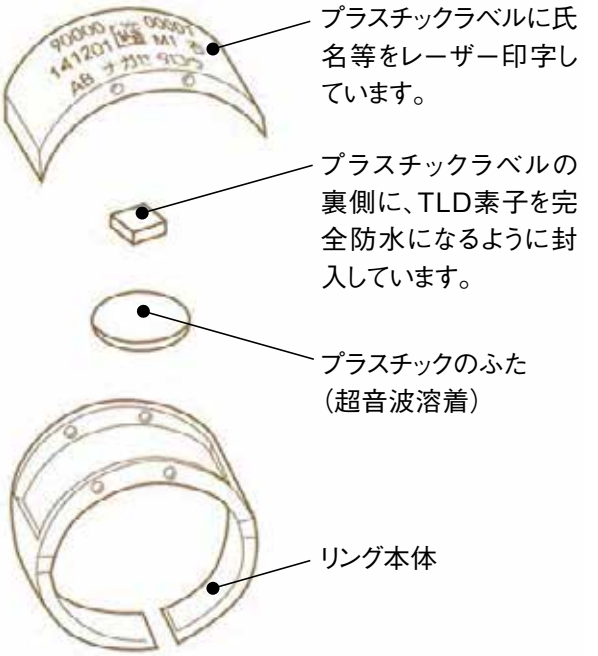

第4章 装着部位、着用方法について

装着部位

手足等の末端部分を除いた体幹部を、3区分します。

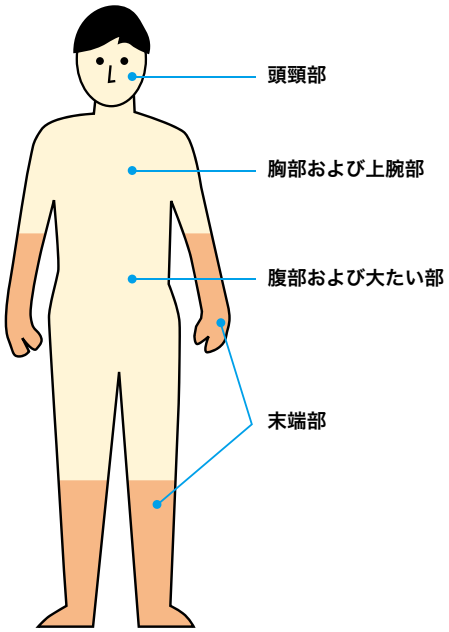

着用方法

1. 体幹部均等被ばく

体幹部**均等**被ばくとは、体幹部の3つの部位が均等に放射線を受ける場合を言います。

この場合は、

男子…胸部
女子…腹部

にクイクセルバッジ**1個**を装着します。

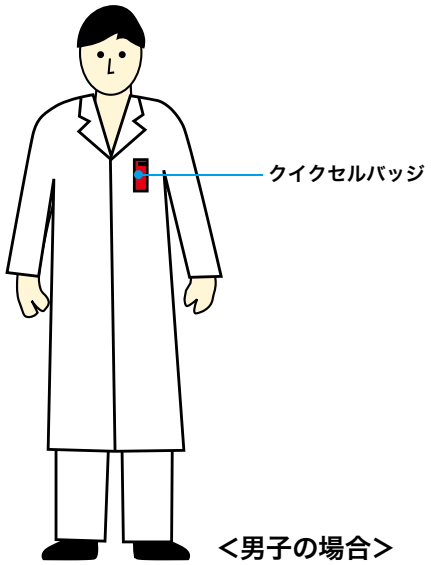

<男子の場合>

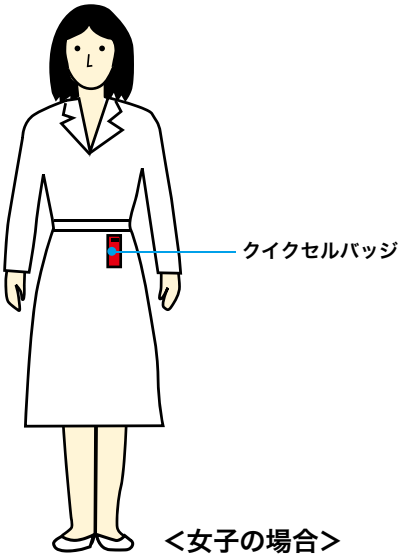

<女子の場合>

2. 体幹部不均等被ばく

体幹部不均等被ばくとは、体幹部の3つの部位のうち、基本部位である胸部（女子は腹部）よりも多くの放射線を受けると思われる部位が他にある場合を言います。

この場合は、

【（**男子…胸部** / **女子…腹部**）に**1個**】＋【**体幹部のうち最も多くの放射線を受けるおそれのある部位にもう1個**】

全部で、クイクセルバッジ**2個**を装着します。

体幹部不均等被ばくの例1

防護衣を使用することにより、防護衣の内側になる胸部（女子は腹部）よりも頭頸部の方が多く放射線を受けることになる場合。

防護衣の内側の**胸部（女子は腹部）**に1個、さらに防護衣の外側になる**頭部または頸部（襟等）**にもう1個、**合計2個**のクイクセルバッジを装着します。

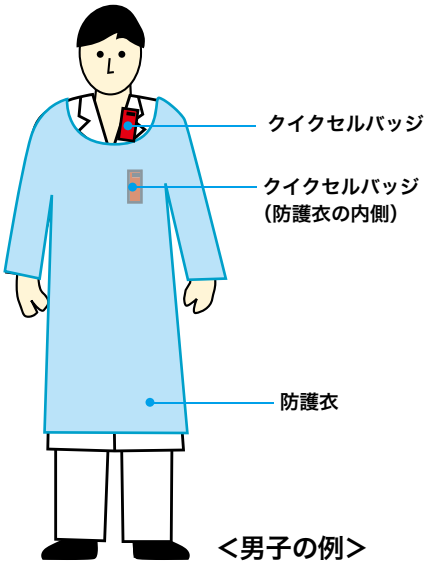

＜男子の例＞

体幹部不均等被ばくの例2

女子の場合で、エプロンタイプの防護衣を使用することにより、防護衣の内側になる腹部よりも胸部の方が多く放射線を受けることになる場合。

防護衣の内側の**腹部**に1個、さらに防護衣の外側になる**胸部**にもう1個、**合計2個**のクイクセルバッジを装着します。

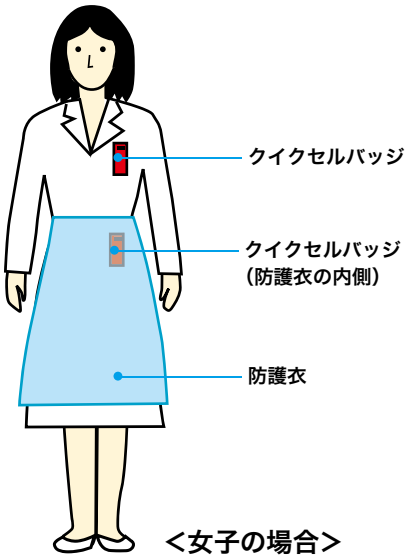

＜女子の場合＞

3. 末端部被ばく

末端部被ばくとは、手足等（末端部）が体幹部よりも多くの放射線を受ける場合を言います。

この場合は、**[体幹部にクイクセルバッジ]＋[末端部にリングバッジ等]**を装着します。

末端部被ばくの例

RI作業をして、手指の方が体幹部よりも多くの放射線を受けることがある場合。

胸部（女子は腹部）にクイクセルバッジを１個装着し、さらに左右いずれか**被ばくが最大になる方の手指にリングバッジ**を装着します。

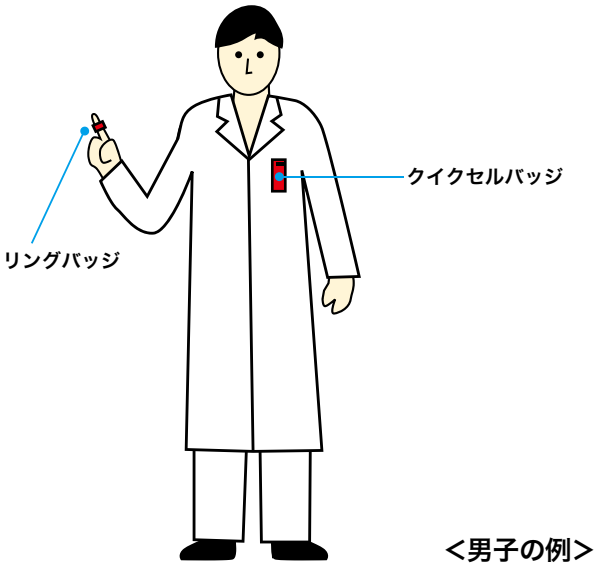

＜男子の例＞

体幹部不均等被ばく＋末端部被ばくの例

X線透視時に防護衣を使用することによって体幹部に不均等被ばくが生じ、さらに触診等を行うため、手指の方が体幹部よりも多くの放射線を受けるおそれがある場合。

「2. 体幹部不均等被ばく」の場合に従って、クイクセルバッジを**２個**装着した上で、さらに**手指にもリングバッジ**を装着します。

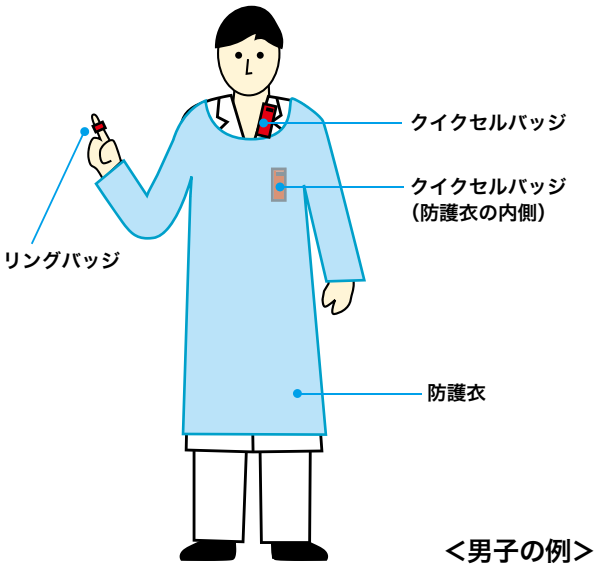

＜男子の例＞

第5章 測定サービス業務の流れ

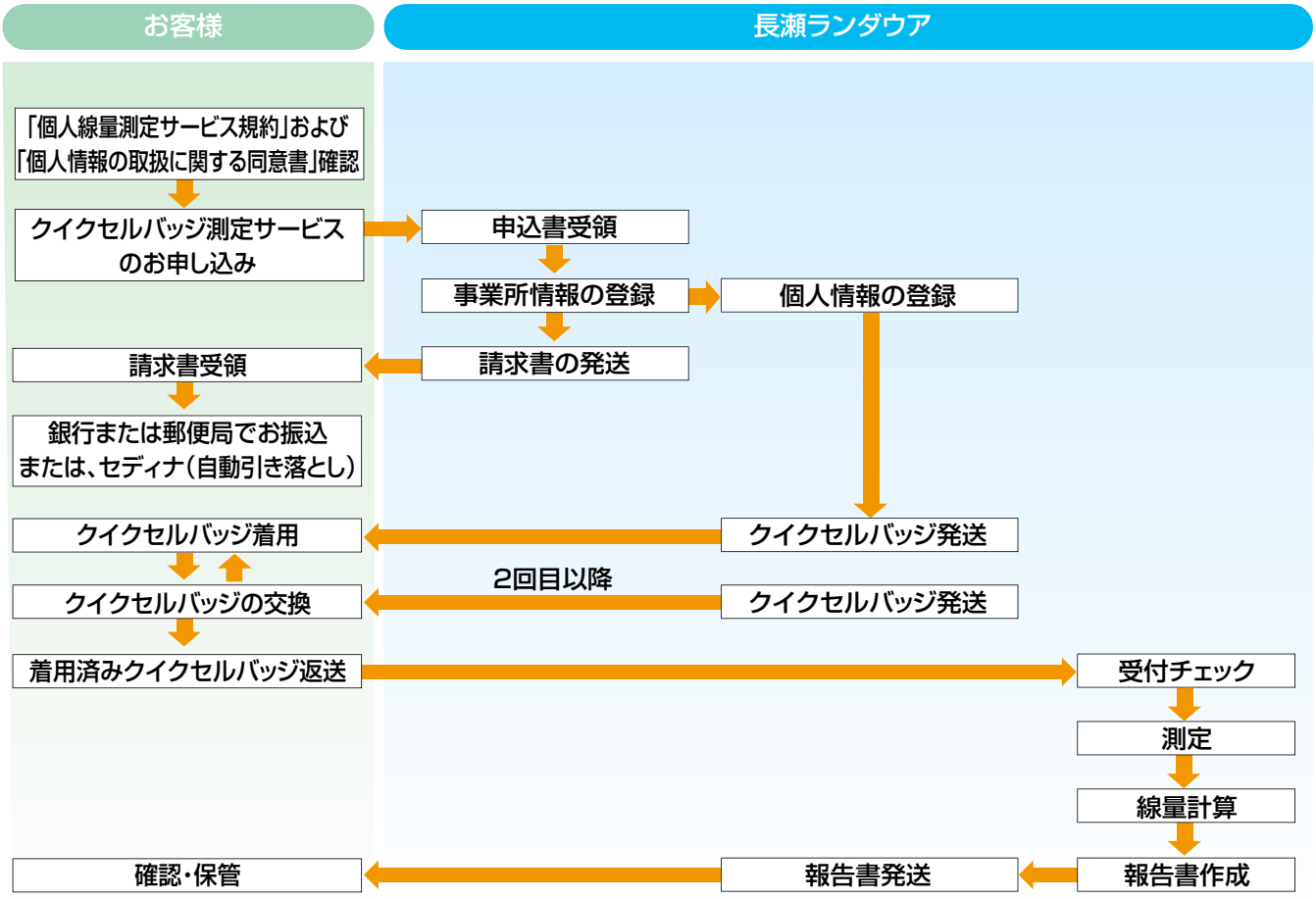

ご契約後のバッジのお届けについて

申込書にてご指定いただいた着用開始日に合わせて、初回分のクイクセルバッジやリングバッジ(以下バッジという)、およびクリップ等をお送りします。

また、**2回目以降につきましては、お客様よりご解約のお申出がない限り、着用周期に合わせてバッジを継続的にお届けします。**

契約期間

初回着用開始日から1年間の契約ですが、お客様より解約のお申出がない限り、以降1年ごとの自動継続になります。

解約をご希望される場合は着用中止予定日の1ヶ月前までに必ず当社にご連絡くださいますようお願いします。

着用方法

初回にお送りするバッジに同封されている取扱説明書に沿ってご着用ください。また2回目以降のバッジは、次回着用開始日（交換日）の約1週間前にお届けいたします。

取扱説明書に沿って交換し、使用済みバッジを当社まで速やかにご返送ください。

測定報告

使用済みバッジが到着次第、測定を行い、その結果を報告書にして送付いたします。報告書をご確認後、評価・認定の上、保管してください。
また個人被ばく線量が※管理基準線量を超えた場合は、ご指定いただいた方法で速やかにご連絡いたします。
※管理基準線量については（21ページの「報告書の見方」ⓕ管理基準線量をご覧ください。）

着用者の追加、取消、変更方法

着用者の追加や取消、変更等がある場合、必要事項を登録変更依頼書にご記入の上、バッジと一緒にご返送ください。

なお、お急ぎの場合はFAX（または電話）にてお早めにご連絡をお願いします。

線量管理について

報告書に記載している被ばく線量に関し、不明点がございましたら当社までお問合わせください。
また、過去の線量の加算をご希望される場合は、所定の用紙に記載の上ご返送ください。
なお、当社ではお客様の個人被ばく線量のデータは個人情報保護法に基づいて記録・保存しており、ご本人の同意を得ることなく第三者への提供を行うことはありません。
また、**ご本人からのご依頼であっても、線量の通知に際しましては本人確認書類をお送りいただくなど、所定の手続きが必要になりますので、予めご了承ください。**

測定料金のお支払い方法

測定サービス料金は、別紙「測定サービス料金表」に基づき、お申込いただきました件数に応じてご請求いたします。
お支払いは原則1年間分の前払いとなります。
請求書がお手元に届きましたら、**1ヶ月以内に最寄りの金融機関よりお振込ください。**
（金融機関での振込手数料はお客様にてご負担ください。）
なお、契約期間中にバッジ発送個数に増減が生じた場合、次回請求時に精算させていただきます。

また、お支払期日に不都合がある場合や、お支払い名義が請求書送付先と異なる場合は当社までご連絡ください。

＊自動引落しサービスのご案内

当社ではお客様のお振込の手間を省くため、株式会社セディナと提携し測定サービス料金の自動引落しサービスのご利用が可能です。**同サービスをご利用いただければ振込手数料は当社で負担させていただきます。**

第6章 クイクセルバッジが届いたら

封筒に入っている物

当社からお送りする封筒の中には、下記の物が入っています。ご確認ください。

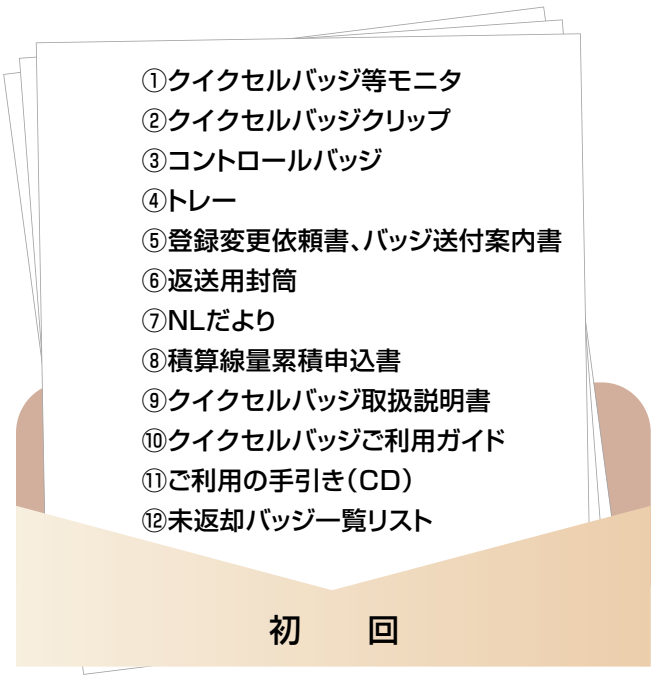

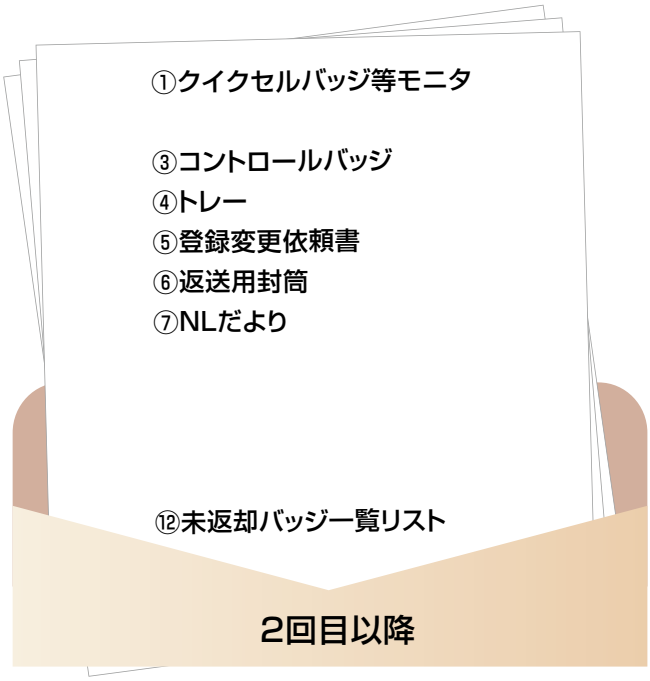

①バッジの個数や氏名等をご確認ください。

②バッジ装着前にクリップをクイクセルバッジ本体にはめ込んでください。(クリップ着脱方法はP12をご参照ください)

③**コントロールバッジ**は、同一事業所内でRIや放射線発生装置などからの放射線の影響のない所に保管し、着用期間終了後、着用済みバッジ等と一緒に返送してください。

④輸送中のバッジの保護のために**トレー**に入れて発送します。返却の際は、できるだけトレーに入れてご返送ください。

⑤**登録変更依頼書**は、今回お送りしたバッジの明細です。記載事項に誤りがないかご確認ください。もし記載事項に誤りがありましたら、恐れ入りますが当社までご連絡ください。
また、着用者の追加や取消、変更等がある場合、必要事項を**登録変更依頼書**にご記入の上、バッジと一緒にご返送ください。
※お急ぎの場合はFAX(または電話)にてお早めにご連絡をお願いします。

⑥**返送用封筒**は、着用済みバッジ等を当社に返送する際にご利用ください。

⑦**NLだより**は、毎月発行している当社の機関誌です。皆様でお読みください。なお、同封する部数はご登録人数を基に自動的に計算しておりますので、追加が必要な場合はご連絡ください。

⑧**積算線量累積申込書**は、過去の積算線量の加算が必要な場合のみご使用いただくものです。ご希望の際は必要事項をご記入の上、当社にご返送ください。

⑨⑩**クイクセルバッジ取扱説明書**および**クイクセルバッジご利用ガイド**は、皆様でよくご覧になれる場所に掲示するなどしてご利用ください。なお、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、本誌をお読みください。

⑪**ご利用の手引き**は、当社の測定サービスに関する説明が詳しく記載されております。(本誌)

⑫**未返却バッジ一覧リスト**は、着用終了日より4ヶ月を経過してもご返却がないバッジを掲載いたします。

クイクセルバッジラベルデザイン

クイクセルバッジのラベルデザインは、事業所単位、所属コード単位で表示項目を変更することができ、視覚的に着用期間、装着部位、所属などがわかるようにカラー印刷やアイコンにより表示するようにしております。

バッジ装着の際は、氏名（着用者）・装着部位、着用期間を必ずご確認の上、ご使用ください。

1 ラベルデザイン

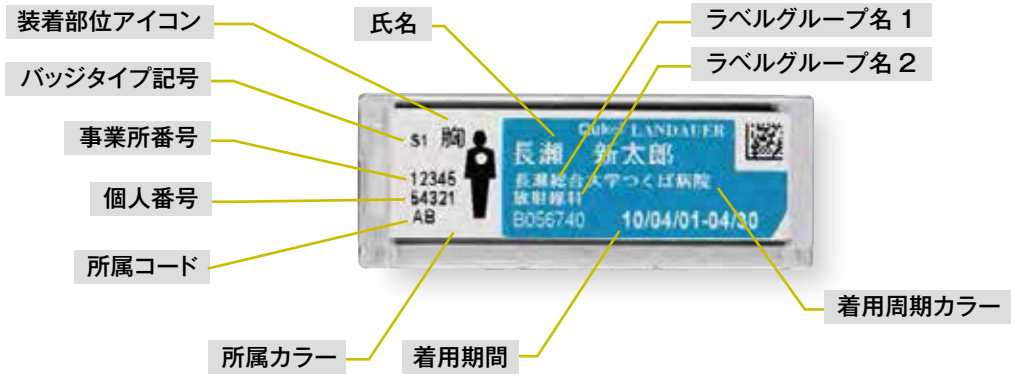

2 所属カラー

所属コード単位で6色を指定することができます。指定されない場合には白色（標準）で印刷いたします。

白色（標準）　クリーム色　ピンク色　緑色　黄色　水色

3 着用周期カラー

着用回ごとに色を変えてお送りいたします。

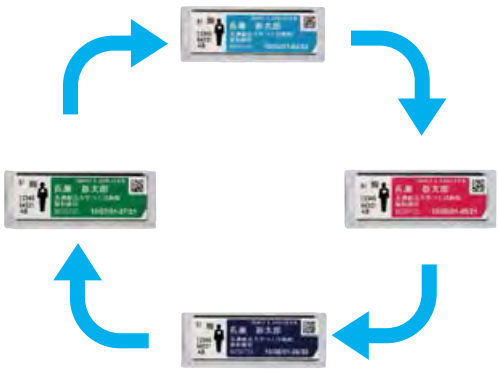

4 装着部位アイコン

装着する場所をアイコンで表示します。また、胸部、腹部、頭頸部は頭文字も合わせて表示します。

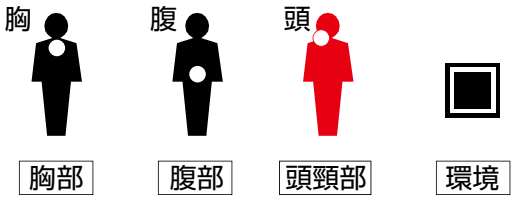

それぞれ装着すべき部位にマークがあります。

クリップ着脱方法

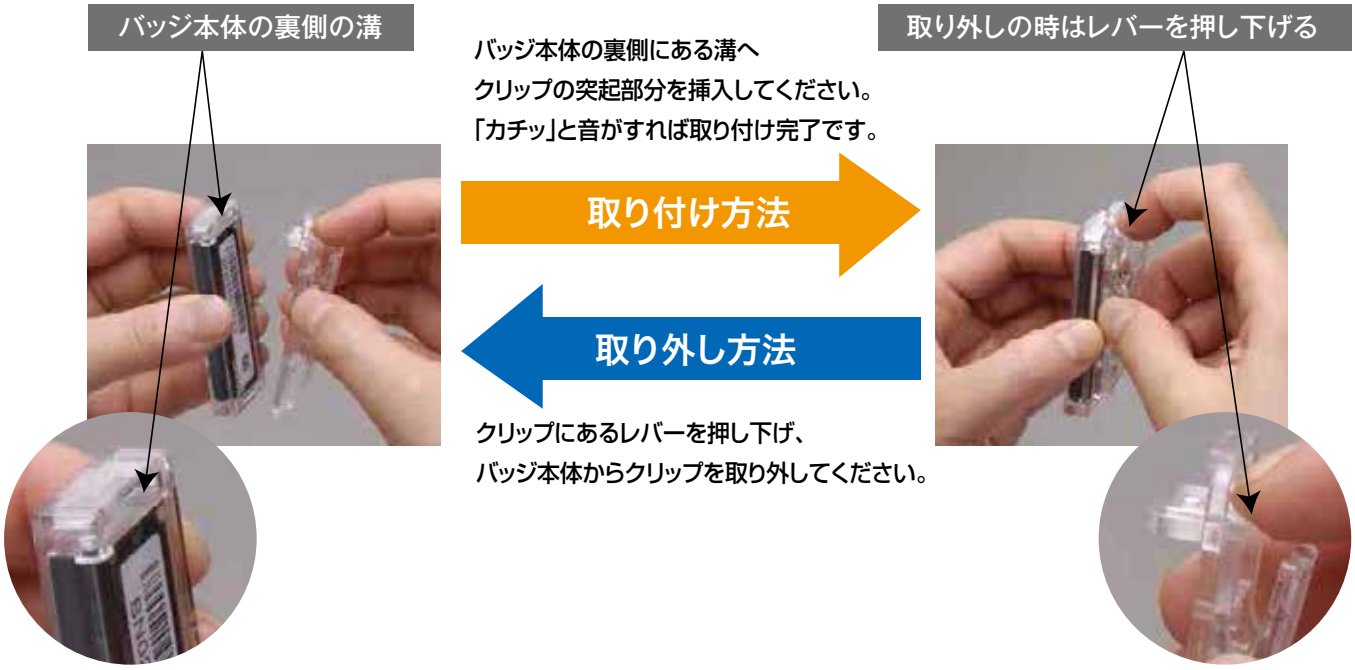
バッジ本体の裏側の溝
取り外しの時はレバーを押し下げる
バッジ本体の裏側にある溝へ
クリップの突起部分を挿入してください。
「カチッ」と音がすれば取り付け完了です。
取り付け方法
取り外し方法
クリップにあるレバーを押し下げ、
バッジ本体からクリップを取り外してください。

第7章 クイクセルバッジ等モニタの取り扱い上の注意

コントロールバッジについて

コントロールバッジはお客様が使用したバッジに対する自然放射線の影響分を除去し、個人の被ばく線量を正確に算出するために用いるバッジです。(右図参照)

そのため、コントロールバッジを個人用として使用したり、ほかの放射線計測目的に使用することは絶対にしないでください。

なお、測定依頼の際、コントロールバッジを返却されていない場合は、当社の基準で個人の被ばく線量を算出します。

この場合、算出されたデータは正確性が高くないものとなる可能性がありますので予めご了承ください。

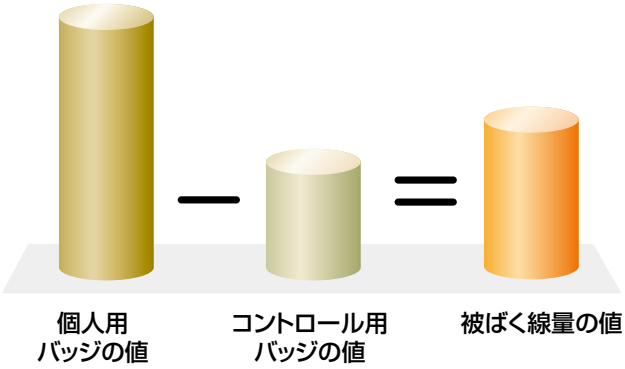

バッジの保管方法について

個人被ばく線量をできるかぎり正確に測定するには、バッジが自然放射線以外の放射線の影響を受けないような保管が必要です。

クイクセルバッジを保管する場合は、**RIの保管庫やX線室の近くなど放射線の影響を受けやすい場所を避けてください。**

リングバッジは、**自然放射線以外の放射線や熱の影響を受けやすい場所を避けて保管してください。**

RIの汚染について

非密封の放射線同位元素(RI)を取り扱う場所では、**バッジがRIで汚染されないように注意してください。**

もし、バッジが汚染されますと、正確な測定ができなくなります。**バッジを測定依頼に出す前に、サーベイメーター等で汚染の有無を確認し、汚染のないバッジのみを測定に出すようにしてください。**

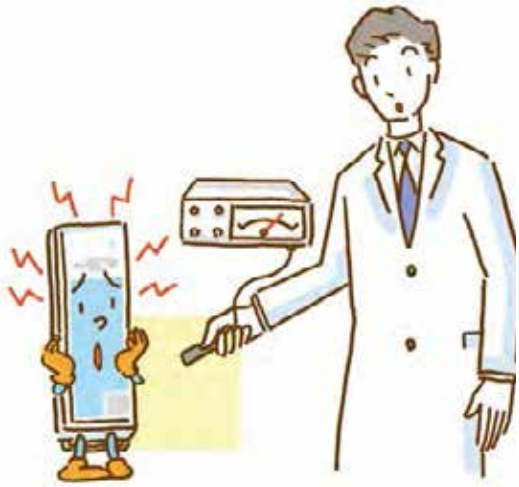

第8章 着用済バッジのご返送について

着用済みのバッジは

着用期間が終わりましたら

●コントロールバッジ
●着用済バッジ
を一緒にして、できるだけ早くご返送ください。

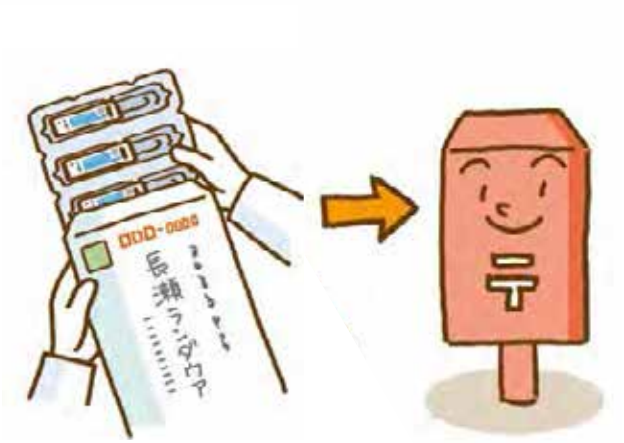

※1 着用済バッジをご返送いただく前に必ずクリップを外し、クイクセルバッジ本体のみ返送ください。
（クリップ着脱方法はP12をご参照ください。）
クリップは次回着用の際にもご使用いただきますのでお客様で大切に保管ください。

※2 着用者の追加や取消、変更等がある場合、必要事項を**登録変更依頼書**にご記入の上、バッジと一緒に返送ください。
なお、お急ぎの場合はFAX（または電話）にてお早めにご連絡をお願いします。

バッジ返送に関する注意事項

●バッジのご返送には、当社からお送りした時に使用していたトレーをご利用ください。もし、当社のトレーをご使用できない時は、厚めの紙質の封筒にエアクッション等で包装したバッジを入れ、更に封筒の上下を粘着テープ等で補強してご返送ください。**（封筒が補強されていない場合、輸送中に封筒が破損し、バッジ紛失のおそれがあります。）**

●バッジを着用後返送せずに放置されますと、着用済バッジやコントロールの値に自然放射線の影響分が追加蓄積され、測定精度は放置された期間と共に低下していきます。当社では、責任を持って測定し報告書を提出できる期間を、着用終了後3ヶ月以内としております。着用が終わりましたバッジはできるだけ速やかにご返送ください。なお、当社では、測定可能期間は着用開始日より6ヶ月としておりますが、着用終了後3ヶ月以降の測定につきましては上記の理由により、測定精度が損なわれていることをご理解ください。

●不均等被ばく等で一人の方が複数個のバッジをご使用されている時は、ご使用されたバッジすべてを同時にご返送ください。別々にご返送されますと、実効線量、等価線量を算出することができなくなります。

●コントロールバッジは測定の際に必要不可欠なバッジです。着用済バッジと同一の期間のコントロールバッジを一緒にご返送ください。

●クイクセルバッジ・リングバッジの素子は、測定のためにお客様に当社から貸し出しているものです。取消等の理由により測定する必要がないバッジは、着用済みバッジと一緒にご返送ください。

●非密封の放射性同位元素（RI）を使用されている施設でバッジをご利用いただく場合、バッジをRIで汚染させないように注意してください。バッジが汚染されると、他のご着用者のバッジにも汚染の影響が及び、正確な測定ができなくなる可能性があります。汚染の可能性がある場合は、ご返送の前に、サーベイメータ等でチェックしてください。もし汚染が確認された場合、洗剤等で除染してからご返送ください。当社のバッジは洗剤等で水洗いしていただいても測定には影響はありません。

●バッジに血液、細菌等が付着した可能性がある場合には、洗浄、殺菌してからご返送ください。殺菌の際、オートクレーブ等熱による殺菌は熱変形等バッジの破損のおそれがありますので、ガス滅菌で滅菌してください。

第9章 登録変更依頼について

バッジのご着用者に変更が生じましたら、「登録変更依頼書」にご記入の上、FAX（または電話）にてお早めにご連絡ください。**その際お知らせ欄の締切日時までにご連絡いただきますと次回の発送に反映させることができます。**

登録変更依頼書の記入の仕方

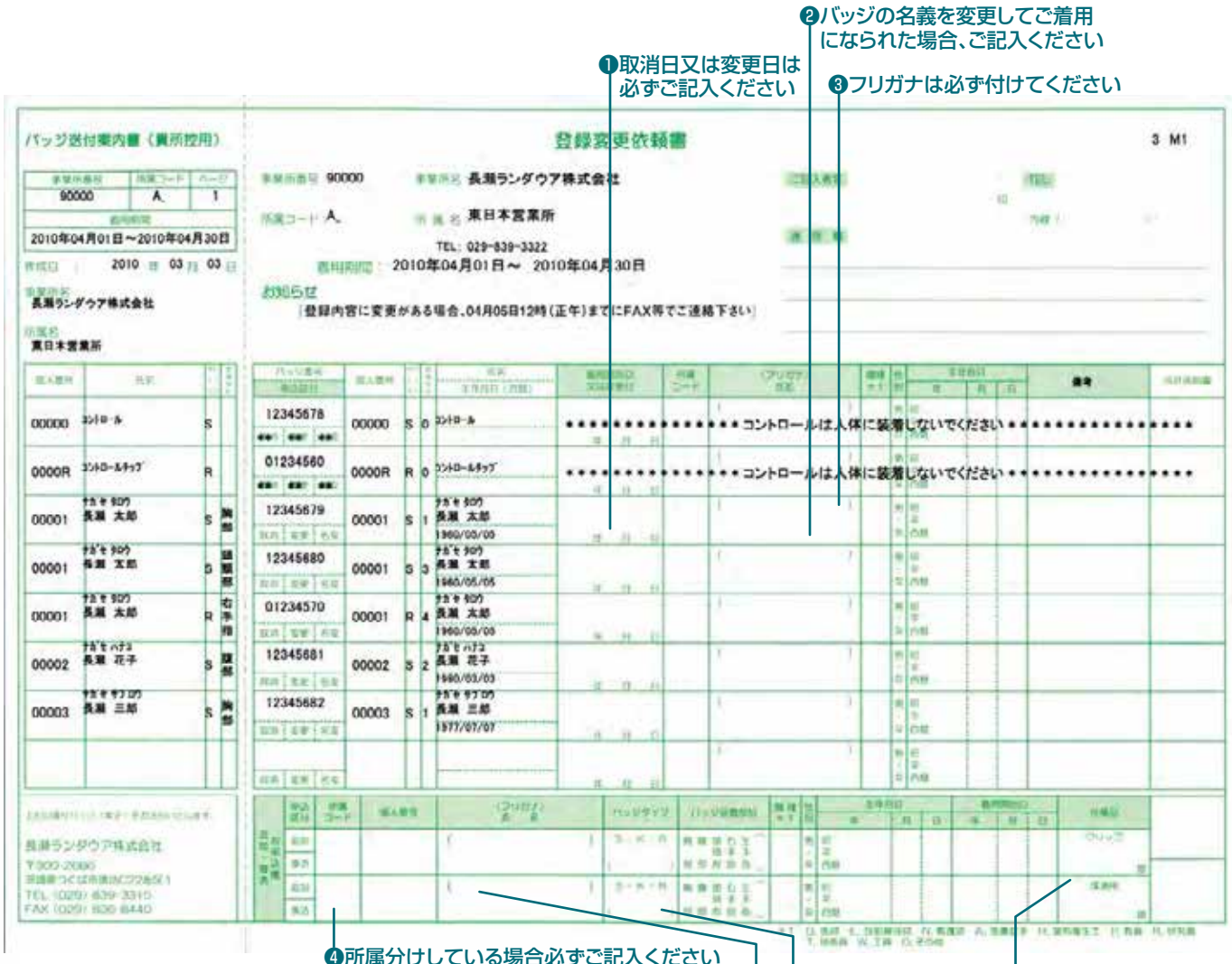

S	イメージ無	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線用
L	イメージ有		
K	イメージ無	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
F	イメージ有		
N	イメージ無	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
T	イメージ有		
R	イメージ無	手指用	X・γ線またはβ線用

着用者の追加の場合

例1　新しくクイクセルバッジを着用する人がいるが、体幹部不均被ばく等に当たるので胸部および頭頸部に着用したい。

例2　現在、クイクセルバッジを着用しており、さらに他の部位にも着用したい。

*同姓同名の方がおられた場合、生年月日で個人を識別しますので、生年月日は必ずご記入ください。

着用者の復活の場合

例　一時クイクセルバッジの着用を中止していた人がまた着用を再開したい。

*個人番号は中止前に使用されていた番号を記入してください。
（不明の場合は空欄のままにしてください）

*女性の場合、結婚などで改姓されている方は旧姓もご記入ください。

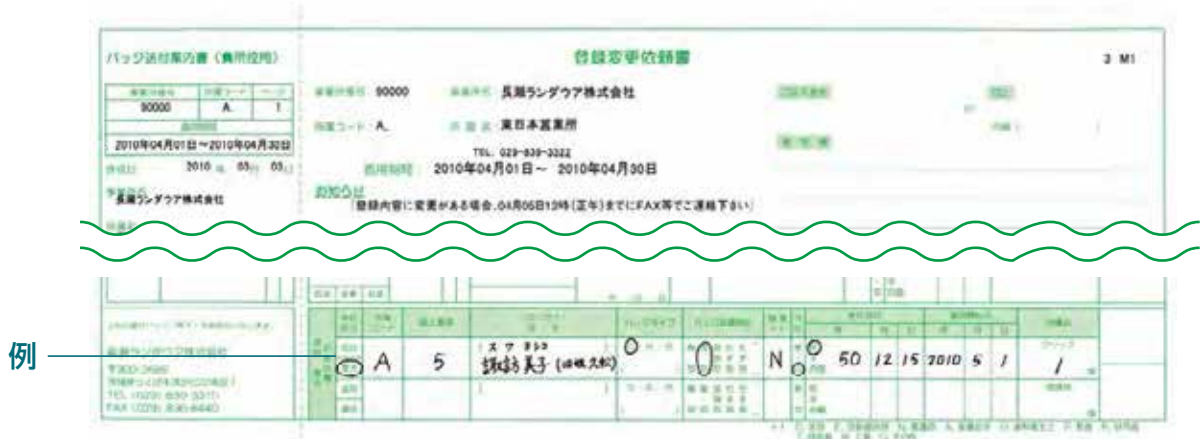

着用者の取消の場合

例1　作業内容の変更により体幹部均等被ばくに当たるので、頭頸部の着用をやめたい。

例2　退職するので、クイクセルバッジの着用をやめたい。

一時的にクイクセルバッジの着用をやめたい方も、取消になります。

＊着用取消日以降のバッジの測定結果は報告されません。

着用者の変更の場合

例1　着用するバッジタイプを変えたい。（あるいは訂正する。）

例2　着用中の人が結婚のため、改姓した。（あるいは訂正したい。）

例3　所属の分類があるが、今回別の所属に移動する。（あるいは訂正する。）

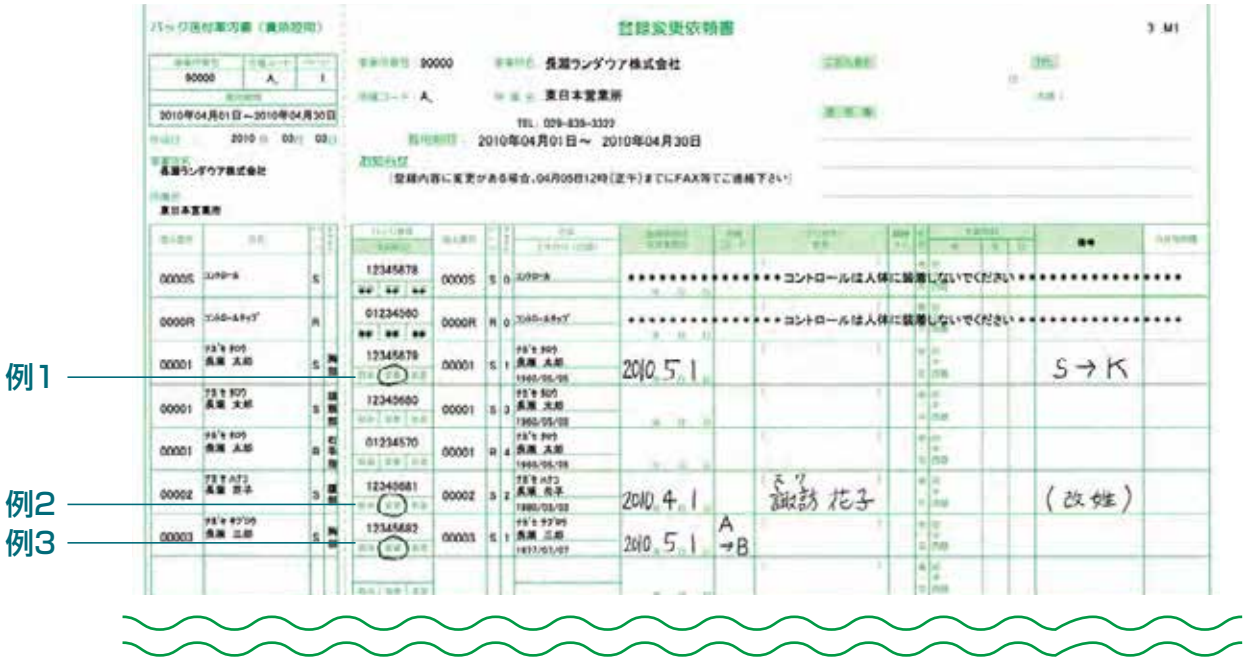

着用者の名義変更の場合

例　人事異動で使用しなくなったバッジがある。新規に追加したい人がいるが、使用しなくなった人のバッジをそのまま名前を変えて使いたい。

名義変更（名変）とは

お送りしたバッジを従来の着用者に替わり、新たな着用者に名義を変え継続して使用することです。
新たな着用者は、従来の着用者とは異なる個人番号で登録され、測定データ等も別々に管理されます。
＊一つのバッジを複数人でお使いになることはできません。
＊「登録変更依頼書」のお知らせ欄の締切日時を過ぎてご連絡いただいた場合、翌月も従来の着用者の名義でバッジが送付されますので、前着用者のバッジをご着用ください。
なお、名義変更は、バッジと同一着用期間の登録変更依頼書へのご記入が基本となりますので、必ず、バッジと登録変更依頼書は一緒にご返送下さい。

担当者・送付先の変更の場合

当社がクイクセルバッジ等の測定サービスを実施する上で、お客様にお送りする以下の3種類の郵便物についてお受け取りいただく方を、あらかじめ登録させていただいております。

1. クイクセルバッジ等送付先
2. 報告書送付先
3. 請求書送付先

これらのご担当者に異動が発生した場合には、できるだけ早めに当社までご連絡ください。その際には、登録変更依頼書の「通信欄」に変更のあった項目のみご記入ください。
なお、最上段の「ご記入者名」欄は、当用紙のご記入内容に不明な点があった場合に当社よりお問い合わせをするためにご記入いただくものですから、新しく担当される方のお名前をこの欄だけに記入されても、自動的には担当者変更になりませんのでご注意ください。
また、着用中の方がご担当者として登録されている場合で、その方が着用の取消をされても担当者変更のご連絡がなければ、自動的には担当者変更にはなりません。

第10章 報告書について

お客様から返送された着用済バッジが到着次第、測定し、下記のような報告書にしてお客様へお送りします。ご確認後、線量が適切であるか評価・認定の上、大切に保管してください。

また、管理基準線量を超えて被ばくされた方がおられた場合は、お客様が指定された方法で速やかにご連絡します。

ⓐ ⓑ ⓒ

事業所番号	代表ユーザ	着用区間
90000	A_	1ヶ月

長瀬ランダウア株式会社

長瀬　太郎　様

外部被ばく線量測定報告書

ⓓ ⓔ ⓕ ⓖ ⓗ

報告書番号	報告日			
000-0999-0000	10/05/15	1.5	2	1

長瀬ランダウア株式会社

ⓘ 東日本営業所　2010年 4月 1日 ― 2010年 4月 30日

単位：ミリシーベルト(mSv)

個人番号	氏名	性別	ﾌﾘｶﾞﾅ	ﾊﾞｯｼﾞﾀｲﾌﾟ	装着部位	線種及び積算	測定値 Hcw	MDL	Hcyl	MDL	ﾌﾗｸﾞ	集計項目	実効・等価線量 実効	MDL	水晶体	MDL	皮膚	MDL	腹部	MDL	報告回数	備考	累計開始年月及び旧累計 項目	線量及びMDL
00000	ｺﾝﾄﾛｰﾙ			S			M		M															
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ	M		S	1	X・γ線	1.8		1.8		H	今回	1.8		2.0		2.0					A	開始年月	'86/04
	長瀬 太郎					合計	1.8		1.8			四半期計	1.8	0	2.0	0	2.0	0			1		'89以前	0.8
						四半期計	1.8	0	1.8	0		単年度計	1.8	0	2.0	0	2.0	0			1		Mの回数	32M
						単年度計	1.8	0	1.8	0		5年累積	7.6	26							27		旧法実効	2.7
				S	3	X・γ線	2.0		2.0			累計	11.5	70							71		Mの回数	120M
						合計	2.0		2.0															
						四半期計	2.0	0	2.0	0														
						単年度計	2.0	0	2.0	0														
00002	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ	F		S	2	X・γ線	M		M			今回	M		M		M		M				開始年月	'87/04
	長瀬 花子					合計	M		M			1ヶ月計	M	1	M	1	M	1	M	1	1		旧法実効	2.3
						四半期計	M	1	M	1		四半期計	M	1	M	1	M	1	M	1	1		Mの回数	112M
						単年度計	M	1	M	1		単年度計	M	1	M	1	M	1	M	1	1			
												5年累積	M	49							49			
												累計	M	109							109			
00003	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ	M		S	1	X・γ線	1.6		1.6			今回	1.6		1.6		1.6						開始年月	'01/04
	長瀬 三郎					合計	1.6		1.6			四半期計	1.6	0	1.6	0	1.6	0			1			
						四半期計	1.6	0	1.6	0		単年度計	1.6	0	1.6	0	1.6	0			1			
						単年度計	1.6	0	1.6	0		5年累積	1.6	48							49			
												累計	1.6	108							109			

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

報告書の見方

ⓐ事業所番号
お客様の事業所を識別するための番号です。

ⓑ所属コード
お客様の事業所における所属（グループ）を識別するためのコードです。

ⓒ着用周期
バッジの着用周期です。

ⓓ報告書番号
バッジを測定した際の当社での報告書の固有の番号です。

ⓔ報告日
当報告書の発行年月日です。

ⓕ管理基準線量
お申込みの際、お客様のご希望により設定した値を表記しています。実効線量がこの基準を超えた方がおられた場合、ご指定いただいた方法（電話、FAXまたは速達）でその方の線量をお知らせします。なお、等価線量として、水晶体の線量がこの基準の3倍、または皮膚の線量がこの基準の10倍を越えた場合も同様の方法でご連絡します。

ⓖ報告部数
お客様にお送りする報告書の数を表しています。

ⓗページ
当報告書のページ数を表しています。

ⓘ着用期間
当報告書で報告するバッジの着用期間を表しています。

①個人番号
お客様の事業所における個人を識別するための番号です。一度登録した番号は、その番号の方がご着用を取消された場合、線量データを保存するために永久欠番とし、新たにご着用になる方には常に新しい番号で登録します。

②氏名
ご着用者のお名前です。

③性別
M：男性、F：女性。

④ノート
測定によって得られた情報から推察される特記事項がある時、あるいは、バッジが返送されなかった時などに記号で表示します。この欄に何らかの表示がありましたら、必ず報告書裏面の説明をご参照ください。

〈例〉 A：バッジが未返却の場合
C：バッジがRIで汚染された形跡がある場合

⑤バッジタイプ
ご使用のバッジのタイプを下記の記号で表示します。

S	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線用
K	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
N	体幹部用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
R	手指用	X・γ線またはβ線用

※Sタイプのイメージ付はLタイプ、Kタイプのイメージ付はFタイプ、Nタイプのイメージ付はTタイプになります。

⑥装着部位
バッジの装着部位を下記の数字で表示します。

1：胸部（上腕部を含む）　6：右手首
2：腹部（大たい部を含む）　7：左手首
3：頭頸部　8：その他体幹部
4：右手指　9：その他末端部
5：左手指　0：環境

⑦線種及び積算
⑧欄に表示する線量の項目を下記のように表示します。

X・γ線：X・γ線
β　線：β線
熱中性子：熱中性子線
速中性子：高速中性子線
合　計：今回の測定値を合計したものです。
四半期計：4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3ヶ月間の測定値を積算したものです。

単年度計：4月1日を始期とする1年間の測定値を積算したものです。

⑧測定値

⑦欄に表示した線種・積算項目ごとに、それぞれの1cm線量当量、70μm線量当量および、最小検出限界未満の回数（Mの回数）を表示します。

⑨エネルギー

X・γ線に0.5mSvを超えて被ばくしているときには、実効エネルギーの範囲を記号で表示します。（リングバッジは非表示）

L：200keV未満、H：200keV以上

⑩集計項目

⑪欄に表示する線量の項目を下記のように表示します。

今　　回：今回の実効・等価線量です。

１ヶ月計：当月1ヶ月の実効・等価線量を精算したものです。（腹部に着用した女子に限り表示します。）

四半期計：４月１日、７月１日、10月１日、１月１日を始期とする各3ヶ月間の実効・等価線量を積算したものです。

単年度計：４月１日を始期とする１年間の実効・等価線量を積算したものです。

5年累積：2001年４月１日以降の5年間ごとの実効線量を積算したものです。

累　　計：2001年４月１日以降の実効線量を積算したものです。

⑪実効・等価線量

⑧欄の測定値から求められた実効線量および各等価線量とそれぞれのMの回数を、⑩欄に表示した集計項目ごとに表示します。

報告書内で略記している項目は下記の項目を示します。

実　効：実効線量

水晶体：眼の水晶体の等価線量

皮　膚：皮膚の等価線量

腹　部：妊娠中の女子腹部表面の等価線量

注）法令では、妊娠中に限り「妊娠中の女子腹部表面の等価線量」を評価する必要がありますが、妊娠の情報を当社が確実に把握することは困難ですので、安全を考え、女子が腹部に着用した場合には、すべて「妊娠中の女子腹部表面の等価線量」を表示します。

⑫報告回数

⑩欄で表示した、現行法令で報告した回数を四半期計、単年度計、5年累積、累計ごとに表示します。

⑬補　正

お客様からのご指示により、今回または以前の報告書の積算線量が下記のように補正されています。

A. 加算されています。

B. 減算されています。

C. 加算及び減算されています。

D. 当社の測定サービスを受ける以前の積算線量が加算されています。

E. 当社の測定サービスを受ける以前の積算線量が加算されていますが、さらに、追加補正もされています。

⑭累計開始年月及び旧累計

1989年3月以前の累積線量を、ミリレム（mrem）からmSvに単位変換して表示しています。累計開始年月と1989年4月1日から2001年3月31日までの旧法令での実効線量当量の累計、累計開始年月と現行法令になるまでの線量を法令毎に分けて記載しています。

※1989年3月以前の線量と旧法令の実効線量当量の累積期間が不明確な場合は、1989年3月以前の線量と旧法令実効線量当量を合算して表示しています。

累計開始年月と2001年３月31日以前の旧法令での累計線量を表示します。

報告書内で略記している項目は下記の項目を示します。

開始年月：累計開始年月

'89以前：1989年３月以前の全身の累積線量を、ミリレム（mrem）からmSvに単位変換して表示されています。

旧法実効：1989年４月１日から2001年３月31日までの実効線量当量の積算値が表示されています。

Mの回数：それぞれのMの回数が表示されています。

●「M」について●

（1）線量計の最小検出限界未満の場合は、「M（検出せず）」と表示します。
（2）「最小検出限界未満の報告回数」を積算し、表示します。なお、被ばくが検出された時の積算線量だけでなく「M」の回数も正確に記録されていれば、常時、被ばく線量を測定していたとの証明ができます。また、「M」の表示は、被ばくが全くなかった場合（ゼロ）も含まれています。

●報告書の保管について●

個人被ばく線量の測定結果は5年経過後の一部の特例を除いては、30年間または永久保存の保存義務が法令で定められていますので、着用を中止された方、退職された方の分も含め、「外部被ばく線量測定報告書」はそれぞれの事業所で保存してください。

●法令で定められた線量限度●

放射線による障害を防ぐため、被ばく線量は下記の線量限度以下にするよう、規定されております。

実効線量限度　100mSv／5年
かつ50mSv／1年
5mSv／3月（女子[注1]）

等価線量限度

皮　膚	500mSv／1年
眼の水晶体	150mSv／1年
妊娠中の女子腹部	2mSv／妊娠期間[注2]

注1：妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠中の者を除く。
注2：妊娠と診断されてから出産までの期間。

第11章 契約期間、測定料金お支払い方法

契約期間

初回着用開始日から1年間の契約ですが、お客様より解約のお申出がない限り、以降1年ごとの自動継続になります。解約をご希望される場合は着用中止予定日の1ヶ月前までに必ず当社にご連絡くださいますようお願いします。

お支払い

お支払いは、原則1年間分の前払いとなります。
ご請求金額は、請求書発行時のご登録件数に基づき、契約期間中に使用される件数に相当する額をご請求させていただきます。**請求書を受理されましたら、受理後1ヶ月以内に最寄りの金融機関よりお振込ください。**

ご契約期間中に件数の増減が生じた場合

ご契約期間中、追加、取消等でバッジのご利用件数に変動が生じた場合は、当社よりお送りしたバッジの件数に基づき、次回の請求時に精算させていただきます。

精算方法

精算は次回請求時に精算額と次回請求額が明記された請求書をもってご案内させていただきます。

精算が生じた場合の請求書上での表記方法

請求書上に今回の請求金額と前回の精算金額を記載しています。精算額の詳細がわかるように請求明細書を添付し、前回のご契約期間中にご利用になられたバッジの件数と前回ご精算した金額を記載しています。

ご契約・お支払いに関してのお願い

1. お振込手数料は、お客様のご負担となっておりますので、ご了承ください。
2. ご解約は、**バッジの着用開始日より1ヶ月前まで**にご連絡ください。
   （ご連絡頂いた時点の発送個数までが請求の対象となります）
3. 契約期間途中の解約によって返金が生じた場合は、事務手数料として2,000円（税別）頂きます。
4. 請求書の送付先および担当者が替わられましたらご連絡ください。ご連絡がないと、お客様に請求書が届かないことがあります。
5. 着用期間終了後7ヶ月間を経過してもご返却されないバッジについては、**未返却バッジ代金**としてご請求させていただきます。

第12章 「個人線量測定サービス規約」および「個人情報の取扱に関する同意書」

「個人線量測定サービス規約」は、お客様と当社の間で円滑なサービスを提供し、さらにサービスの質的向上を図ることを目的として、当社の果たすべき役割と責任およびお客様にご協力いただくべき事項について記載しております。
また、「個人情報の取扱に関する同意書」は、お客様の重要な個人情報を保護するため、その利用目的や利用範囲を明確にし、且つ開示が必要な場合の手続き等について記載しております。
いずれも重要な内容ですので必ずご確認くださいますようお願いします。

個人線量測定サービス規約

長瀬ランダウア株式会社は、人が受けた放射線の量を測定することの社会的重要さを認識し、ご利用いただく皆さま方と円滑な個人線量測定サービスが行われますよう、ここに規約を定めます。

第１条（規約の適用）
1．長瀬ランダウア株式会社（以下、会社といいます。）が行う個人線量測定サービスは、この規約の定めるところによるものとします。
2．会社は、前項にかかわらずこの規約の主旨、及び法令に反しない範囲で特別規約に応じることができます。

第２条（お申込者、ご利用者、ご契約）
1．お申込者（法人にあっては、代表者とします。以下同じ。）とは、本規約を承認のうえ会社に個人線量測定サービスのお申し込みをされ、そのお申し込みを会社が承諾した方をいいます。
2．ご着用者とは、お申込者が個人線量計の使用を認めた方であって、ご着用者の一切の行為について、お申込者が責任を持つものとします。
3．ご契約は、お申し込みの登録をもって始まり、お申し込みの契約期間最終日に終了します。

第３条（個人線量測定サービス）
1．個人線量測定サービスは、会社が供給した線量計をご着用者が一定期間着用し、この間に線量計の受けた放射線の量から、会社が測定値などを求め、ご報告することを基本とします。
2．会社の個人線量測定サービスに関する責任は、契約開始日に始まり契約期間の最終日に終了します。ただし、線量計の測定とご報告については、契約期間内における最終の着用期間の報告書を会社が発送した時点、または契約期間の最終日から３月経過した時点のいずれか早い時点に終了します。なお、責任期間内においても、着用期間終了後３月以内に測定の依頼を受けなかった線量計については、当該着用期間の最終日から３月経過した時点で当該線量計に係る測定とご報告の責任は終了します。
3．個人線量測定サービスは、次の事柄の組み合わせをもって構成します。ただし、使用する線量計は、会社が個人線量測定サービス用として認めた線量計とします。
（1）線量計の供給
（2）線量計の測定及び測定値（1cm 線量当量、70μm 線量当量）の算出と報告
（3）個人線量（実行線量、等価線量）の算定と報告
4．会社は、お申し込みの内容に基づき線量計を供給することを基本とします。
5．会社は、測定の依頼を受けた線量計を次によって速やかに測定・ご報告するものとします。
（1）測定の技術基準は、関係する日本工業規格または会社の規格に基づきます。
（2）測定は、ご着用者が会社の提示した取扱説明書などに従って正しく線量計をご使用になったものとして行います。ただし、測定する前に使用条件などのご連絡を会社が受け、認めた場合はそれに応じて測定いたします。
（3）測定の結果は、速やかにご報告するものとします。
6．継続のお申し込みは、契約期間の最終日の１月前までに別段のお申し出がない場合には、継続契約が成立したものとします。以後これを繰り返します。
7．お申込者は、契約期間中であっても正当な事由により個人線量測定サービスの必要がなくなったときは、１月の予定期間をおいて個人線量測定サービスの一部または全部を解約することができます。

第４条（個人線量測定サービスのお申し込み）
1．個人線量測定サービスのお申し込みは、会社が指定する申込書によることとします。
2．会社は、申込書を受理した時点で次の内容に不明確な部分がある場合には確認させていただくことがあります。
（1）お申込者の氏名及び事業所名並びに所在地
（2）個人線量測定サービスの契約開始日及び契約期間
（3）使用する線量計の種類、人数、単位着用期間
（4）ご着用者の氏名、性別、生年月日、職種、線量計の装着部位
（5）その他会社が必要と認めた事項

第５条（個人情報の保護）
1．「個人情報」とは、第４条２項のお申込者から入手した情報及び付随する測定データをいいます。
2．お申込者は、会社が保有する個人情報をお申込者への個人線量測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。なお、前項に定める個人情報を会社が保有・使用することについて、お申込者とご着用者の間で同意が得られているものとします。
3．会社は、お申込者からの指示による場合、またはあらかじめお申込者から了解を得ている場合を除き、個人情報を第三者に提供または開示はいたしません。
4．会社は、個人情報保護に関する法令を遵守します。

第６条（遵守事項）
　お申込者は、次の各号に示す事項を遵守するものとします。
（1）お申し込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに会社へご連絡いただくこと。
（2）ご着用者に対して取扱説明書などに従い、線量計を正しく取り扱いできるようにご指導いただくこと。
（3）ご着用者に対して線量計の着用期間を守るようにご指導いただくこと。
（4）着用期間の終了した線量計をご着用者から速やかに回収し、会社へ測定依頼していただくこと。
（5）その他会社が個人線量測定サービスを適正または円滑に行うために、お願いした事項について守っていただくこと。

第７条（個人線量の評価・認定）
１．会社の報告した個人線量が作業内容及び作業環境などに照らし合わせて適切であるか否かの評価、及びご着用者が受けた放射線の量としての認定は、お申込者が行うものとします。
２．会社の報告した個人線量に対して別段のお申し出のない場合は、お申込者が会社の報告した個人線量を、ご着用者が受けた放射線の量として認定したものとします。
３．お申込者が、会社の報告した内容と異なる個人線量を認定した場合は、その内容を速やかに会社に通知するものとします。

第８条（コンピュータシステムへの登録）
　お申込者は、お申し込みの内容及び測定の結果など個人線量測定サービスに必要な事項を、会社が保有する個人線量測定サービスのコンピュータシステムに登録し、会社が個人線量測定サービスの範囲内で使用することに同意するものとします。

第９条（弁済義務）
　お申込者は、会社から貸与を受けた物品が紛失・破損などによって使用できない状況に陥った場合には、その代替物品または代価をもって弁済する義務を負います。

第10条（統計資料の公表）
　お申込者は、会社が個人線量を統計処理し公表することに同意するものとします。ただし公表する内容からは、お申込者及びご着用者の名称など特定できる情報は一切除きます。

第１１条（機密の保持）
　お申込者及び会社は、個人線量測定サービスによって知り得た相手方の機密に関する情報を契約期間のみならずその終了後も第三者に公開することができません

第１２条（取扱説明書などの変更通知）
　会社は、会社が定めた取扱説明書などを変更したときは、その内容または概要を会社の機関誌などをもってお申込者に対し遅滞なくご通知いたします。

第１３条（著作権）
　会社は、個人線量測定サービス上お申込者に対して提供したものについて、著作権を有します。

第１４条（測定料金の支払い）
１．お申込者は、個人線量測定サービスのお申し込みと同時に、契約期間に相当する測定料金を会社に対してお支払いいただくことを基本とします。
２．次に該当する線量計がある場合においても測定料金は申し受けます。
（1）お申込者またはご着用者の都合によって任意に使用しなかった線量計
（2）お申込者またはご着用者に起因する理由によって測定値または個人線量を求めることができない線量計

第１５条（お申し込みのお断り、ご契約の解除とサービスの停止）
１．会社は、次のような場合お申し込みをお断りすることがあります。
（1）お申し込みがこの規約によらないと判断された場合
（2）お申し込みに関し、特別な負担を求められた場合
（3）個人線量測定サービスの処理能力に余裕のない場合
（4）天災、施設の故障その他やむを得ない事由により個人線量測定サービスが履行できない場合
２．会社は、契約期間中といえども、次のような場合は通知の上、ご契約を解除することがあります。
（1）第４条第２項第１号から第５号に対する確認が得られない場合
（2）第14条の測定料金のお支払いを請求し、そのお支払いがいただけない場合
（3）前項のいずれかに該当することとなった場合
３．会社は、契約期間中といえども、第１項第４号に該当することとなった場合は、事前の通知および承諾なしに個人線量測定サービスを停止することがあります。

第１６条（無効とする測定値または個人線量）
　会社がお申込者に報告した測定値または個人線量といえども、次に該当する場合は無効とします。
（1）お申込者が認定しなかった個人線量
（2）ご着用者の名義変更などによって取り消した測定値及び個人線量
（3）第１４条第２項に該当することとなった線量計の測定値及び個人線量
（4）その他やむを得ない事由によって会社が取り消した測定値及び個人線量

第１７条（管轄裁判所）
　お申込者と会社との間に生じた紛争は、誠意をもって解決をはかることとします。しかし、万一訴訟などを必要とする場合、会社の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第１８条（規約の変更）
　本規約の変更について、会社から変更内容を機関誌などを通じてお申込者にご通知した後、線量計を使用された場合には変更事項を承認されたものとします。

第１９条（その他）
　お申込者は、アフターサービスなど会社が無償で行うサービス行為を要求することはできません。

以上

個人情報の取扱に関する同意書

1. 個人情報の利用目的

当社は、各事業を通じてお預かりする個人情報について次に示す利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。

あらかじめ明示した利用目的の範囲を超えて、個人情報を利用する必要が生じた場合は、その旨をご連絡し、当該個人情報のご本人（以下「ご本人」という）の同意をいただいた上で、利用いたします。

【被ばく線量測定】

①お客様と当社との間で締結した契約の履行
②個人線量測定サービスの提供、クイクセル Web サービスの提供などお客様から当社に委託された業務の履行
③お客様との商談、打合せのための連絡
④関連物品の提案・販売・納品、展示会参加者登録
⑤各種お問い合わせへの対応

【取引先情報】

①商談及び業務上の諸連絡
②受発注業務
③請求支払い業務

2. 個人情報の第三者提供について

当社は、取得した個人情報を適切に管理し、ご本人の同意を得ることなく第三者への提供を行うことはありません。ただし、次の場合は除きます。

①法令に基づく場合
②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 個人情報の取り扱いの委託

当社は、業務処理などのため、取得した個人情報を取り扱う業務について外部に委託することがあります。委託に際しては、当社が定める水準を満たしている委託先を選定評価し、委託する個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。

4. 個人情報の開示等の請求、又は苦情のお申出について

当社への個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を請求される場合又は個人情報の取り扱いに関する苦情をお申出になる場合には、当社の「個人情報保護に関する開示請求・苦情相談窓口」までご連絡ください。

又、開示等の求めに応じる手続きについては下記「開示等のご請求方法」に準じ、本人又は代理人であることを確認の上、手続きいたします。

■個人情報保護に関する開示請求・苦情相談窓口
長瀬ランダウア株式会社　営業部
電話番号：029-839-3322　E-mail：mail@nagase-landauer.co.jp
電話受付時間：9：00～17：15
※当社定休日（原則として、土・日、祝祭日及び年末・年始）

■開示等のご請求方法

―左記窓口にお電話いただくか、又は事前にご連絡の上ご来社いただきお問合せください。
―必要に応じ、請求用紙等を郵送させていただきます。
―請求用紙に所定の事項をご記入いただき、左記窓口にご郵送（もしくは来所して）いただきます。
【ご本人であることを確認するために公的機関発行の証明書［運転免許証、パスポート又は健康保険証等］のコピーを添付して（確認させて）いただきます。】
―ご請求の内容について確認の上、適正な処理を遅滞なく実施し、原則として書面（封書）で、回答させていただきます。
―法令の定めにより、開示等のご請求に応じられない場合があります。ご請求に応じられない場合は、その理由をお知らせいたします。

5. 個人情報の取得に応じることの任意性について

個人情報の提供はお客様の任意でありますが、ご提供いただけない場合は、サービスの提供等に支障が生じることがございますのでご了承ください。

6. ウェブサイトからの個人情報の収集について

①クッキー（Cookie）の利用について

当社のウェブサイトでは、お客様のパソコンを特定し利便性を高めるために、クッキー（Cookie）と呼ばれる情報を、お客様のパソコンに送ります。クッキー情報はお客様のパソコンを特定するために使用し、お客様個人を特定するために使用することはありません。

②SSL について

当社のウェブサイトは、お客様の個人情報を保護するために「SSL」に対応しています。 お客様が入力される名前や住所あるいは電話番号などの個人情報が自動的に暗号化されて送受信されるため、万が一、送信データが第三者に傍受された場合でも、内容が盗み取られる心配はありません。

③アクセスログについて

当社のウェブサイトでは、アクセスされた方の情報をアクセスログという形で記録しています。アクセスログは、アクセスされた方のドメイン名や IP アドレス、使用しているブラウザの種類、アクセス日時などが含まれますが、通常は個人を特定できる情報を含むものではありません。これらのアクセスログはウェブサイトの保守管理や利用状況に関する統計分析のために活用されますが、それ以外の目的で利用されることはありません。

7. 個人情報保護管理者

長瀬ランダウア株式会社　システム部門統括
電話番号：029-839-3319

第13章 クイクセルバッジ関連商品

個人別年間被ばく線量明細レポート

当社では、「個人別被ばく台帳」への転記の手間が省ける「個人別年間被ばく線量明細レポート」の作成サービスを行っております。お申し込みは、当社までご連絡ください。

外部被ばく線量算定記録

算定値のみを、年度ごとに個人別一覧にした報告書です。

外部被ばく線量算定記録

算定対象期間	実効線量 1ヶ月計	実効線量 M数	水晶体の等価線量 1ヶ月計	水晶体の等価線量 M数	皮膚の等価線量 1ヶ月計	皮膚の等価線量 M数	腹部の等価線量 1ヶ月計	腹部の等価線量 M数	算定年月日	備考
12/04/01 ～ 12/04/30	M	1	M	1	M	1	M	1	12/05/08	
12/05/01 ～ 12/05/31	M	1	M	1	M	1	M	1	12/06/07	
12/06/01 ～ 12/06/30	M	1	M	1	M	1	M	1	12/07/04	
第1四半期計	M	3	M	3	M	3	M	3		
12/07/01 ～ 12/07/31	M	1	M	1	M	1	M	1	12/08/08	
12/08/01 ～ 12/08/31	M	1	M	1	M	1	M	1	12/09/05	
12/09/01 ～ 12/09/30	M	1	M	1	M	1	M	1	12/10/03	
第2四半期計	M	3	M	3	M	3	M	3		
12/10/01 ～ 12/10/31	M	1	M	1	M	1	M	1	12/11/08	
12/11/01 ～ 12/11/30	M	1	M	1	M	1	M	1	12/12/10	
12/12/01 ～ 12/12/31	M	1	M	1	M	1	M	1	13/01/10	
第3四半期計	M	3	M	3	M	3	M	3		
13/01/01 ～ 13/01/31	M	1	M	1	M	1	M	1	13/02/11	
13/02/01 ～ 13/02/28	M	1	M	1	M	1	M	1	13/03/13	
13/03/01 ～ 13/03/31	M	1	M	1	M	1	M	1	13/04/15	
第4四半期計	M	3	M	3	M	3	M	3		
年度計	M	12	M	12	M	12	M	12		

累計対象期間	累積実効線量 M数
2011/04/01 ～ 2012/03/31	M 12
2012/04/01 ～ 2013/03/31	M 12
2011/04/01 ～ 2013/03/31	M 24

内　容

測定期間（着用期間）ごとの実効線量、等価線量（水晶体・皮膚・腹部）別の算定値、そして積算値としての各四半期計・単年度計・5年累積・累計（腹部に着用された女子については1ヶ月計も）が記載されています。

外部被ばく線量測定記録

クイクセルバッジ、リングバッジ等の線量測定値を個人別に年度ごとに一覧にした報告書です。

外部被ばく線量測定記録

13/04/15 1

事業所番号 90000 所属コード AB
事業所名 長瀬ランダウア株式会社 東日本営業所
個人番号 00002 所属名 検安装置管理課
氏名 ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子
生年月日 1967/03/03 性別 女
装着部位 腹部
測定方法 放射線測定器使用
測定器の種類及び型式 OSL線量計S型

測定期間	ﾊﾞｯｼﾞ	ﾊﾞｯｼﾞﾀｲﾌﾟ	装着部位	ﾌｨﾙﾀｰ	測定値 Xｰγ線	β線	熱中性子線	高速中性子線	合計	積算値 1ヶ月計	M数	3ヶ月計	M数	年度計	M数	備考
12/04/01 ～ 12/04/30		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
12/05/01 ～ 12/05/31		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
12/06/01 ～ 12/06/30		S	2	H1	M				M	M	1	M	3			
				H7	M				M	M	1	M	0			
12/07/01 ～ 12/07/31		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
12/08/01 ～ 12/08/31		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
12/09/01 ～ 12/09/30		S	2	H1	M				M	M	1	M	3			
				H7	M				M	M	1	M	3			
12/10/01 ～ 12/10/31		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
12/11/01 ～ 12/11/30		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
12/12/01 ～ 12/12/31		S	2	H1	M				M	M	1	M	3			
				H7	M				M	M	1	M	3			
13/01/01 ～ 13/01/31		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
13/02/01 ～ 13/02/28		S	2	H1	M				M	M	1					
				H7	M				M	M	1					
13/03/01 ～ 13/03/31		S	2	H1	M				M	M	1	M	3	M	12	
				H7	M				M	M	1	M	3	M	12	

＜ 裏面参照 ＞

単位：ミリシーベルト(mSv)

内　容

測定期間（着用期間）ごとの測定値と、各四半期計・単年度計（腹部に着用された女子については1ヶ月計も）が記載されています。

外部被ばく線量測定報告書ファイル

当社作成の「外部被ばく線量測定報告書」を毎回ファイルする収納台帳です。

●大 き さ :縦　(30.8cm)
　　:横　(24.5cm)
　　:厚さ(5.5cm)
●収納容量 :報告書400枚
●　色　:青色(一色のみ)
●制　作 :コクヨ(株)特注品

クイクセルバッジ整理棚

クイクセルバッジ整理棚です。材質はプラスチックで、裏面には壁に貼り付ける為の両面テープが付いています。

●クイクセルバッジ整理棚:写真A
　32個用　サイズ:29.7×25.0cm
　2段の16個用もあります。
●クイクセルバッジポケット型整理棚:写真B
　12個用　サイズ:31.4×24.5cm

写真A

写真B

第14章 Q&A

Q1 なぜ、クイクセルバッジを着用しなければならないのですか？

A

X線撮影、RIの取扱い等で放射線業務を行う際、事業所は放射線業務を行う者の被ばく線量を測定し、被ばく線量の管理を行う必要があり、以下の法令でこれらの義務が規定されています。

電離放射線障害防止規則

第8条

事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。

医療法施行規則

第30条の18第2項の(1)

外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。

上記以外にも原子力規制委員会の放射線障害防止法、人事院の人事院規則等でも、放射線作業時の被ばく線量測定が義務付けられています。

Q2 コントロールバッジについて詳しく教えてください。

A

コントロールバッジは、着用するバッジのバックグラウンドの影響分（使用中および郵送中の自然放射線、温度などによる）を差し引き、正味の被ばく線量を正確に算出するために用いるバッジです。コントロールバッジを個人線量測定には使用しないでください。もし間違って使用されますと、他のバッジの正確な測定ができなくなってしまうことがあります。コントロールバッジは、高温の場所を避け、放射線発生装置やRIからの放射線の影響の全くない場所に、保管してください。

Q3 至急、バッジを送ってほしいのですが、今日お願いして何日くらいで届きますか？

A

バッジが至急必要になった場合、必要事項を記入の上、FAX（または電話）で12時（正午）までに当社に送付いただければ、可能な限り即日発送できるようにいたします。（12時（正午）以降のご連絡の場合は翌日発送。）
※詳細は本誌16ページをご参照ください。
また装着用クリップが必要な場合は、必ず個数をご指定ください。

Q4 着用者の追加申込をしたところ、クイクセルバッジ本体だけが届き、装着用クリップが入っていないのですが…。

A

登録変更依頼書の右下にある”**付属品欄**”にクリップの個数をご指定いただいていない場合、クリップはお送りしていません。
お客様の事業所で初めてご使用になる方を追加いただいた場合でも同様です。
クイクセルバッジ本体と併せてクリップが必要な場合、必ず登録変更依頼書の付属品欄に個数をご記入ください。
なお、取消された方の余分なクリップは、どなたでもご利用いただけますので、追加の方等にご使用いただいても結構です。

Q5 来月分のバッジが届かないのですが…。

A

ご担当者まで届かず、お客様の事業所内のどこかで留まっていることがありますので、今一度ご確認ください。
事業所内で見つからない場合は、バッジを再発行いたします。
（再発行後、先にお送りしたバッジが見つかった場合は、必ず当社お客様サポートセンターまでご連絡ください。）
また、ご担当者がすでにご退職され、後任のご担当者のお名前をご連絡いただいていない場合もバッジが届かない場合があります。
ご担当者に異動が発生した場合は必ず当社までご連絡ください。

Q6 新しく登録をお願いした人の分のバッジだけ届いていません。また、取消の連絡をしたはずの人のバッジが届いたのはなぜですか？

A

当社の登録変更締切日時※に間に合わなかったご連絡分につきましては、追加分のみ別発送になります。もし、追加された方の分が届いていない場合には、他に当社からの郵便物がないかご確認ください。
また、登録変更締切日時に間に合わなかった取消分のバッジは、そのまま発送されてしまいます。取消分につきましては、前月着用済みバッジ返送時に同封の上、当社へご返却ください。
※登録変更依頼書の“お知らせ”に表示してありますので、ご確認ください。

Q7 クイクセルバッジを洗濯してしまいましたが測定できますか？

A

クイクセルバッジ本体は、水が入りにくい構造になっていますが、洗濯機等、水圧がかかるような状況では内部に水が浸入して測定できなくおそれがあります。
白衣などクイクセルバッジを装着する衣類を洗濯される場合は、バッジを衣類から取り外し、洗濯しないようにご注意ください。
クイクセルバッジを洗濯してしまった場合は、乾燥機やドライヤーを使用せずに自然乾燥させてご返送ください。高い熱がかかるとバッジ自体が変形し、測定できなくなります。

Q8 年度末など至急処理をしてほしい場合、どのように対応すれば良いのでしょうか？

A

まず、当社へご依頼内容を電話（**TEL：029-839-3322**）にてご連絡ください。そして、バッジの“返送封筒”または“箱”の表面に**「至急測定」**と朱書きして、“速達郵便”または“宅配便”にてご返送ください。

Q9 バッジを今日送りました。報告書はいつ届きますか？

A

当社ではお客様がバッジをご発送いただいた日より2週間以内に報告書をお届けできるように努めております。ただし、正月や連休にまたがるような場合には2週間を超える場合もあります。

Q10 報告書の積算線量の見方を教えてください。

A

報告書の実効・等価線量欄に実効線量、眼の水晶体の等価線量、皮膚の等価線量、妊娠中の女子腹部表面の等価線量（女子のみ）を表示しております。
隣の集計項目欄にそれぞれの集計すべき項目を表示します。

今　　回： 報告書上部に示された着用期間分のバッジの測定結果より得た、実効・等価線量です。最小検出限界未満の場合にはMと記載され、最小検出限界線量を超える被ばくが認められた場合には、その値が記載されます。

1ヶ月計： 腹部に着用された女子に限り表示します。当月1ヶ月の実効・等価線量とMの回数をそれぞれ積算し、表示したものです。

四半期計： 4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3ヶ月間の実効・等価線量とMの回数をそれぞれ積算し、表示したものです。

単年度計： 4月1日を始期とする1年間の実効・等価線量とMの回数をそれぞれ積算し、表示したものです。

5年累積： 2001年4月1日からの、定められた5年間ごとの実効線量とMの回数を積算し、表示したものです。

累　　計： 2001年4月1日以降の実効線量とMの回数を積算し、表示したものです。

※2001年3月31日以前の旧累計については、一番右の欄（⑭欄）に記載されています。

開始年月： 累計開始年月

'89以前： 1989年3月以前の全身の集積線量を、ミリレム（mrem）からmSvに単位変換して表示されています。

旧法実効： 1989年4月1日から2001年3月31日までの実効線量当量の積算値が表示されています。

Mの回数： それぞれのMの回数が表示されています。

Q11 以前、他の事業所に勤務していましたが、そこで使用したバッジの分も積算されているかどうか、報告書のどこを見ればよいですか？

A

報告書の「補正」の欄をご覧ください。「A」「D」「E」いずれかの記号が付いていれば、以前の線量も当社の積算値に加算されていることになります。

A：当社の測定サービスを受けている事業所間だけで異動して線量を加算した場合や、当社のサービスを受け始めた以後の線量に補正を加えた場合。（サービス中も含む）
旧事業所→新事業所へ積算線量を加算。（ただし、旧事業所は当社の測定サービスを受けている事業所に限ります。）

D：当社の測定サービスを受ける以前の積算線量（当社以外で測定）を加算した場合。

E：当社の測定サービスを受ける以前の積算線量（当社以外で測定）を加算し、さらに当社の測定サービスを受け始めた以後の線量に補正を加えた場合。

A、D、Eの記号と併せて、「累計開始年月」の欄もご確認ください。線量を補正するとともに、累計開始年月も変更されています。

※以前に当社の測定サービスをご利用されていた場合、その事業所名（できれば当時の事業所番号、個人番号）をご連絡ください。

Q12 バッジを継続して使う場合、毎年全員の分を再申込しなければなりませんか？

A

ご契約は原則として1年間とさせていただきますが、ご契約期間満了の1ヶ月前までにご解約のご連絡がない場合は、自動継続とさせていただきます。その場合、改めて再申込をしていただく必要はありません。

Q13 着用者が替わり名義変更をしましたが、また前の人の名前でバッジが送られて来たのですが…。

A

名義変更でご使用いただき、ご返却と同時にご連絡をいただきましても、バッジの準備・発送のタイミングの関係から、1～2回分のバッジは名義変更された方の名前でお届けできない場合がございます。
この場合は、名義変更された方は、自分の名前を印字したバッジが届くまでの間は、必ず同一の前着用者の分のバッジをご使用ください。
その際、便宜上白地シールにお名前を記入し、バッジに貼ってご使用ください。

Q14 契約期間中、着用者の追加・取消があった場合、支払はどうなりますか？

A

ご契約期間中にバッジの追加又は取消があった場合は「精算明細書」を発行して、過不足金額をご案内します。引き続きご契約なさる場合は、次回分のご請求書内に「精算金額」を明記し、次回請求額と加減の上ご請求額をご案内しますので、ご請求書に記載されております金額をお振り込みください。
＊参照「契約期間、測定料金お支払い方法」（24ページ）

Q15 バッジと一緒に「未返却バッジ一覧リスト」が同封されてきました。このリストについて教えてください。

A

着用終了日より4ヶ月を経過してもご返却いただけないバッジは「未返却バッジ一覧リスト」に掲載しますので、リストに掲載されたバッジがお手元にある場合はすぐにご返送ください。なお、着用終了日より7ヶ月を経過しても、当社でご返却が確認できないバッジについては測定料とは別に未返却バッジ代金として請求させていただきます。

保存版

長瀬ランダウア株式会社

本　社／〒300-2686　茨城県つくば市諏訪C22街区1
TEL. 029-839-3322　FAX. 029-836-8441
ホームページアドレス　http://www.nagase-landauer.co.jp

SDP-058-V5